



あいづ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

秋闘

職場点検を行い交渉へ

「週休日の振り替え」が適正に行われているか？

職場点検により、違法状態を是正しよう！

▼先月末に自治労第96回定期大会が千葉県・幕張メッセで開催されました。大会で決定した「当面の闘争方針」に今次、秋季賃金確定闘争の3つの取り組みの柱が次のように記載されています。



①週休日の振り替えの運用を適正化すること。
②人事院勧告を踏まえ、給与の引き上げ改定をすること。
③賃金の運用改善にむけ、「1単組・1要求」を行うこと。

▼今回は、右の①「週休日の振り替え」についての特集です。まず、この項目がなぜ「3つの取り組みの柱」に入っているのか？そこからご説明いたします。

▼私たちの公務職場では、長年にわたる人員削減により、最低限の人員で業務にあたっている実態があり、さらには

▼では、「週休日」とは何か？です。「週休日」とは、任命権者が「勤務を割り振らない日」を意味し、通常、条例で土曜日と日曜日が「週休日」として定められています。

▼この勤務を要しない「週休日」に、勤務をさせる場合には、勤務を要する

▼そこで、今次、秋季賃金確定闘争の取り組みでは、人事院・人事委員会勧告を踏まえた賃金課題に加えて、自治労に結集する全ての単組で、週休日の適正化に向けた要求を行い、交渉に取り組むことで、公務職場における違法状態を是正しようとするものです。

▼地元公務員が週休日の振り替えをする場合には、国家公務員の勤務時間法の規定との均衡の観点から、「勤務を命ずる必要のある週休日を起算点とする前4週間・後8週間以内の日とする」とするなど要件があります。

▼次に、時間外勤務手当との関係です。振り替え日の設定により取り扱いが変わります。

①【同一週内における振替】勤務時間が、週38時間45分を超えない

災害復興業務や新型コロナウイルス感染症対策などにより、人員不足はさらに深刻で、恒常的な時間外・休日勤務が問題となっている状況にあります。しかし、こういった状況であるにもかかわらず、財源不足を理由にした不払い残業や、人員不足で「週休日の振り替えもできない」といった実態もあります。



当面の日程

- 9月20日（火）湯川村職労学習会
- 9月21日（水）県本部単組代表者会議
- 9月22日（木）自治研専門部会他
- 9月28日（水）柳津町職労学習会

秋季賃金確定闘争へ向け職場点検を強化しよう！

回覧

自治労福島県本部会津総支部機関紙

2022年9月16日発行 第380号

曜	日	月	火	水	木	金	土	日
日	1	2	3	4	5	6	7	8
通常	週休	7:45	7:45	7:45	7:45	7:45	週休	週休
①	週休	7:45	7:45	7:45	7:45	振替	7:45	週休
■7日（土）の週休日を同一週の6日（金）に振替								
■週の勤務時間38時間45分（7時間45分×5日）を超えないで、7日（土）は時間外手当支給なし								



曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9
通常	週休	7:45	7:45	7:45	7:45	7:45	週休	週休	7:45
②	7:45	7:45	7:45	7:45	7:45	7:45	週休	週休	振替
■1日（日）の週休日を翌週の9日（月）に振替									
■1日の週の勤務時間が38時間45分を超える（7時間45分×6日）ので、1日（日）の勤務に対して時間外手当（25%）支給									

曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9
通常	週休	7:45	7:45	祝日	7:45	7:45	週休	週休	7:45
③	7:45	7:45	7:45	祝日	7:45	7:45	週休	週休	振替
■4日（水）が祝日の場合、1日（日）は、時間外手当支給なし									

ので、時間外勤務手当は支給されません。

②【別の週に振替】勤務時間が週38時間45分を超える場合、時間外勤務手当（割増分25%）が支給されます。

③【祝日がある場合】（②の場合）で振替週に祝日がある場合、週38時間45分を超えないでの、時間外勤務手当は支給されません。

④【振替休日が取得できなかつた場合】時間外勤務手当（休日勤務分135%）の支給となります。

▼さて、以上が土日の「週休日」に勤務命令があつた場合の話ですが、祝日法に定める祝日や年末年始の休みである「休日」に勤務命令があつた場合はどうなのか？について少し記載します。

▼祝日や年末年始の休みである「休日」に勤務命令があつた場合には、①休日給（135%）を受ける方法と、②休日の代休を取る方法があります。任命権者が②の代休を指定する場合には次の要件があります。

□任命権者が、休日勤務を命じた場合で、その勤務日（休日）を起算日とする8週間後の日までの期間内に、職員の意向を尊重して、当該休日までに指定する（一部省略）。

▼いかがでしようか？あなたの職場では、「週休日の振り替え」が事前にしっかりと行われていますか？「休日代休日」がきちんと事前に指定されていますか？今次、秋季賃金確定闘争へ向け、職場の一斉点検を行いましょう。

«自治労共済 掛金試算QRコード»

じちろうマイカー共済

アクセスコード「jichiro」
①車検証、②現在ご加入の保険証書をお手元にご準備ください。



団体生命共済（新制度）



▼さて、今回は週休日や休日勤務に関する内容でした。改めてご確認いただきたいのは、時間外勤務も休日出勤も「管理職の命令」により行うものだということです。裏を返せば、管理職は課員の仕事の進捗状況を常に把握し、課内の仕事量の調整をしなければならないということです。そのうえで、時間外勤務や休日出勤の命令を下すということです。部下が必死に仕事をしているのに『お先に』なんていう管理職はありえないと思います。「一番早く来て、一番最後に帰る」これが管理職だと思いります。（坂内）



編集後記



秋季賃金確定闘争へ向け学習を強化しよう！